

公益財団法人オークラ育英財団
2025 年度奨学金募集要項

1. 趣旨

当財団は、社会有用の人材の育成及び教育の発展に寄与するため、日本国内に所在する大学に在籍する学生で、成績優秀であり、方正謹厳で修学意欲がありながら、経済的理由により修学が困難な者に対する奨学金の支給事業を実施します。

2. 特徴

この奨学金の特徴は、次のとおりです。

- (1) 奨学金は給付型とし、返還の義務はありません。
- (2) 他の奨学金制度との併給は可とします。
- (3) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。

3. 奨学生の応募資格

この奨学金の応募資格は、次の各号に該当する者とします。

- (1) 出願する年の 4 月 1 日現在、日本国内の 4 年制学部にて在学する大学生2年生以上で、原則として年齢が 30 歳以下であること
- (2) 日本国籍を有すること
- (3) 学業、人物ともに優秀であり、健康であること

4. 採用人員

10 名程度

5. 奨学金の額と支給の方法

(1) 支給金額

月額 30,000 円

(2) 支給の期間

2025年4月から2026年3月までの期間とします。

ただし、6. に定める奨学金の停止又は廃止事由に該当する場合には、期間の途中で終了する場合があります。

(3) 支給の時期

4 月分から 6 月分は 6 月 30 日までに 3 ヶ月分をまとめて支給します。

7 月分以降の支給スケジュールは以下の通りです。

尚、支給日が休日に当たるときは、その前営業日とします。

- ① 7 月・8 月・9 月分 → 8 月 31 日
- ② 10 月・11 月・12 月分 → 11 月 30 日
- ③ 1 月・2 月・3 月分 → 2 月 28 日

6. 奨学金の停止又は廃止

奨学生が次のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の支給を停止又は廃止することがあります。

- (1) 留年、休学、転学又は退学したとき、又は長期にわたって欠席しようとするとき
- (2) 学業又は性行などの状況により指導上必要があると認めたとき
- (3) 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (4) 学業成績又は操行が不良となったとき
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (6) 奨学生として適当でない事実があったとき
- (7) 在学大学で処分を受け学籍を失ったとき
- (8) 当財団の事務局と長期にわたって連絡がとれないとき
- (9) この法人の理事会で給付を廃止すべきと認められたとき

7. 応募方法

当財団のホームページの【<https://okura-ikueizaidan.com/>】より、直接ご応募ください。

8. 提出書類

次の書類を揃え、当財団ホームページの応募フォームから応募してください。

(1) 本人確認書類

以下の書類いずれか1点を用意してください

- ・運転免許証
- ・住民票の写し（マイナンバーの記載のないもの）
- ・健康保険証
- ・旅券（パスポート）
- ・官公庁が顔写真を貼付した各種福祉手帳（身体障害者手帳など）

(2) 在学証明書

(3) 成績証明書（GPA が記載されたもので、大学が発行する書類であること）

(4) 主たる生計維持者の収入確認書類

源泉徴収票（直近の期間に係るもの）または確定申告書（直近の期間に係るもの）の写し

※収入の無い方は非課税証明書（収入記載欄あり）

9. 応募締切日

2025年4月30日（水）当財団事務局必着

10. 選考及び決定

- (1) 選考委員会の選考を経て、理事会で奨学生を決定します。
- (2) 応募者多数の場合、主たる生計維持者の年間の給与収入が 550 万円未満（給与所得以外の場合には、年間の所得が 200 万円未満）で、GPAが3.00点以上の者を審査対象とします。
- (3) 選考結果については、本人に通知します。（2025 年 6 月中旬を予定）

11. 支給期間終了時の手続き

奨学金の支給期間が終了する時には、次の区分に応じてそれぞれに掲げる書類を揃え、事務局に提出いただきます。

[進級する場合] 提出期限：当該年 4 月末日

- (1) 生活状況報告書
- (2) 成績証明書
- (3) 異動届出書

[卒業する場合] 提出期限：当該年 5 月末日

- (1) 卒業後進路報告書
- (2) 成績証明書
- (3) 卒業証書のコピー又は卒業証明書

12. その他

応募書類の受付後、記載内容の確認のため、事務局より電話連絡をさせていただく（または、応募者本人との面談をお願いする）場合があります。また、応募書類の返却はいたしませんので、ご了承ください。

以上